



茨城県報

第 709 号

令和 8 年 (2026 年) 4 月 30 日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則 (財政課) 1

●茨城県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を決める規則 (税務課) 2

告 示

●指定公金事務取扱者の委託 (管財課) 2

●指定納付受託者の指定 (多様性社会推進課) 2

●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) 3

●定款変更の認可 (農村計画課) 3

●道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) 3

●道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) 4

●土地区画整理事業の換地処分 (都市整備課) 5

●指定公金事務取扱者の委託 (会計管理課) 5

●茨城県霞ヶ浦北浦海区における知事許可漁業の許可の基準 (水産事務所) 6

(教 育 委 員 会)

●指定公金事務取扱者の委託 7

公 告

●物品調達等競争入札参加者の資格に関する公示 (会計管理課) 8

(企 業 局)

●落札者等の公示 17

(病 院 局)

●プロポーザル方式による県立こども病院統合医療情報システム調達に係る受託者の公募について 17

●落札者等の公示 (2 件) 20

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

●漁業法に基づく指示 21

規 則

茨城県規則第40号

茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を決める規則

には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第22号）第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①内視鏡システム 1式 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③令和8年4月13日 ④株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区平河町二丁目7番5号 ⑤月額4,985,500円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和8年2月26日 ⑧最低価格

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第1号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和8年4月30日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 清 水 信 宏

(操業の承認)

1 茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

2 承認の対象となる漁船は、総トン数30トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前年、当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めた者

(県外船の承認定数)

3 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は22隻とする。

(制限又は条件)

4 この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業の禁止区域
最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。
- (2) 電気設備
集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。
- (3) 承認証備え付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに別に定める漁獲実績報告書とその者が所属する漁業協同組合

に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ令和9年6月30日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあつては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

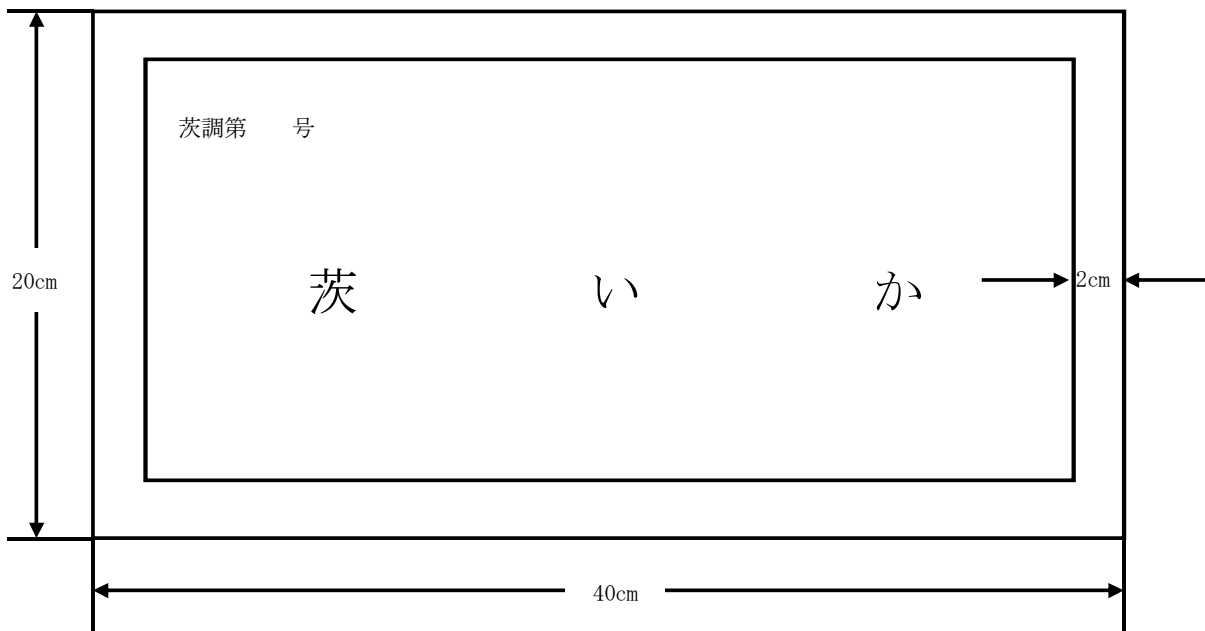
(指示の有効期間)

7 この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

(取扱の細目)

8 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、いか釣り漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

いか釣り漁業委員会指示取扱要領

令和 8 年 4 月 30 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめの上、操業承認申請総括表(別記様式第 2 号)と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1) 申請理由書

(2) 漁船原簿謄本(県外に住所を有する者に限る。)

(3) 前年の水揚げ実績を証する書面(6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。)

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、令和 8 年 8 月 31 日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第 3 号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第 4 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第 5 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第 5 に規定する報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

様式第 1 号

いか釣り漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

いか釣り漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第 3 号

茨調第 号

い か 釣 り 漁 業 操 業 承 認 証

住 所	
氏 名 又 は 名 称	
船 名	
漁 船 登 録 番 号	
総 ト ン 数	
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
承 認 有 効 期 間	
制 限 又 は 条 件	1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
令和 年 月 日	
	茨城海区漁業調整委員会 会 長

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第 5 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称

いか釣り漁業漁獲実績報告書

船名		総トン数		登録番号		操業期間	月 日から 月 日まで
----	--	------	--	------	--	------	----------------

操 業 状 況

月	操 業 日 数 日	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額 千円	備 考
			い か kg	そ の 他 kg	計 kg		

注 1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

注 2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。